

# 原発司法は歴史に断罪される一同封チラシ解説

## 政府の意向を忖度する日本の司法

「原発司法」とは聞き慣れない言葉ですが、原発裁判に係わる裁判所や裁判官たちのことを指します。東電福島第一原発事故以降、原発司法には一定の反省が生まれました。福島原発事故を生んだ一因は「原発司法」の無批判な、政府・経産省・原子力事業者の追従判決や追従決定にあったのではないかという反省です。関西電力大飯・高浜原発訴訟を巡って、高浜原発の運転差止を命じた当時の福井地裁の樋口英明裁判長の判断も、そうした反省の上に立っていた事は確かでしょう。(2014年5月21日関西電力大飯原発3・4号機の運転差止を命じる判決。さらに2015年4月14日関西電力高浜原発3・4号機の運転差止を求めた仮処分申立事件に関し差止命令。)

さらに2016年3月10日大津地裁で高浜原発3・4号機の運転差止命令を出した山本善彦裁判長も同様の反省の上に立っていたということがいえましょう。

しかしその後、政府の意向を体した日本の原発司法の猛烈な巻き返しが始まります。素人目にもおかしいと思われる裁判官人事がおこなわれ、次々と樋口判断や山本判断を覆すような判決や決定が、地裁レベル・高裁レベルで続きました。その様子は司法が福島原発事故前に戻ったかのようでした。

## 17年3月広島地裁吉岡決定

広島市の住民3人が広島市から最も近い四国電力伊方3号機の運転差止を求めて広島地裁に仮処分命令を申し立てたのは、福島原発事故5年目の当日、2016年3月11日のことでした。(後に松山市の住民1人が加わり申立人は4人)広島地裁決定は翌17年3月30日に下ります。

(裁判長・吉岡茂之裁判官、右陪席・原田宗輔裁判官、左陪席・田中佐和子裁判官。以下裁判長の名前をとって吉岡決定)

吉岡決定は申立却下、つまり伊方3号機の運転は住民人格権侵害にはあたらない、とするものでした。勝ち負けはともかく吉岡決定は酷いものでした。決定は、前年の九州電力川内原発の運転差止を巡って争われた福岡高裁宮崎支部決定をほぼなぞったような中身でした。住民側が提出した書面を真剣に読んで検討した形跡は全くありません。伊方原発3号機の運転差止事件の決定を、川内原発1・2号機の運転差止事件の決定を参



樋口英明裁判官  
(写真:共同通信社)



吉岡茂之裁判官

考にして判断を下すのなら広島地裁はいりません。吉岡決定は宮崎支部決定の粗悪コピーだったのです。しかも吉岡決定は、「仮処分事件では十分な証拠調べはできない」などと自ら思考停止・判断停止を吐露するおまけまでついていました。これなら広島地裁どころか裁判官もいりません。事実上司法が「裁判官不要宣言」を出したことになります。原発司法の政府追従の姿勢もここに極まれりというべきで、さすがに原発容認姿勢の一部全国紙も吉岡決定を批判したほどでした。

## 2017年広島高裁野々上決定

こうした原発司法全体を覆う「権力追従」の雰囲気の中で生まれたのが広島高裁野々上決定です。2017年12月13日のことでした。

広島地裁吉岡決定に対して申立人4人がこれを不服として広島高裁に即時抗告したのは当然しごくのことでした。名もなき普通の市民が裁判に訴えるというのはよくよくのことです。原発を止めてもらいたいが、政治的手段もダメ、市民運動でもダメ、ありとあらゆる手段を講じてもダメ、最後の手段として裁判に訴えているのです。しかも仮処分事件では、成り行きによっては数百億円ともいわれる損害賠償請求を四国電力から受けるかも知れないというリスクも承知で裁判に訴えているのです。裁判所もこうした市民の真剣な態度に向き合わなければなりません。それを吉岡決定のような他裁判での粗悪コピーのような決定を出された上に、仮処分事件では十分な証拠調べができない、などと嘯かれてはたまりません。



こうして舞台は広島高裁抗告審にうつります。広島高裁の3人の裁判官（裁判長・野々上友之裁判官、右陪席・太田雅也裁判官、左陪席・山本正道裁判官）はその結論の当否は別として、住民側の裁判にかける姿勢に十分に応えるものでした。住民側の出した書面や四国電力側の出した書面を実に丹念に読み込み、わずか2回の審尋期日とはいえ、高度に科学技術的問題や原子力規制委員会での審査内容まで理解した上で審理を進めていきました。それを象徴するのは、実に頻繁に住民側や四電側に質問を繰り返したことです。（求釈明）質問の中身をみていると、高度に科学技術的問題を含めて3人の裁判官たちが問題をよく理解していることがわかります。



野々上友之裁判官  
(写真：共同通信社)

こうして2017年12月13日、広島高裁は広島地裁の決定を覆して、四国電力伊方3号機の運転差止の仮処分命令を出します。(以下裁判長の名前をとって野々上決定)

四国電力伊方原発3号機の運転を差止める画期的な内容ではありませんが、野々上決定には住民側から見て幾多の不満が残ります。基準地震動の決め方、その他科学技術的に見た伊方原発の危険性などほぼ四国電力の言い分を認めている点、命令に18年9月30日までという不可解・不合理な有効期限をつけたことなどがそうです。しかし野々上裁判体が吉岡裁判体など多くの原発司法の裁判体とは異なり、争点を十分理解しコピペでなく、自ら独自の判断を下した点は大いに評価されるべきでしょう。こうしてともかくも伊方3号機の運転は少なくとも18年9月30日までは司法権力で止まることになりました。



## 広島高裁異議審が始まる

伊方3号機運転差止を命じられた四国電力は、広島高裁決定に対して異議を申し立てることができます。2017年12月21日四国電力は広島高裁に異議を申し立てました。こうして野々上決定を巡って広島高裁異議審が始まります。

高裁異議審の大きな特徴の一つは、3人の裁判官がすべて交代したことです。野々上裁判長は決定を下した直後に定年退官、太田裁判官は広島地裁福山支部に、山本裁判官は神戸地裁姫路支部に異動を命ぜられていました。広島高裁異議審の3人の裁判官のうち2人は、他の裁判所から新規に広島高裁に異動しゼロからこの事件の審理にあたることになりました。すなわち裁判長の三木昌之裁判官は2017年12月21日に京都地裁から、右陪席の富田美奈裁判官は18年3月31日に鹿児島地裁川内支部からそれぞれ異動で広島高裁にやってきました。左陪席の長丈博裁判官だけが17年3月に鹿児島地裁から広島高裁にやってきた裁判官です。

第1回目の異議審期日は18年4月23日。この時仮処分異議審とあって、争点を「司法審査の在り方」「地震動」「火山事象」の審理に絞って進めることが決定しました。新たな三木裁判体の特徴は、野々上裁判体と違って、徹底的に質問(求釈明)を出さないことでした。相当高度に専門的な科学技術的内容を含んでいますが、三木裁判長らは書面を読むだけで果たして理解ができるのか?せめて専門的な内容に関して学者や研究者を呼んで話を聞くなどといったことが必要ではないか?しかし三木裁判長は住民側が申請した証人尋問を却下しています。果たして自分たちで理解して判断を下そうとしているのどうか疑問に思える審理、訴訟指揮ぶりでした。

## 第2回審尋期日での三木裁判長の決定的発言

三木裁判長の意図が露わになったのが、7月4日の第2回審尋期日でした。この日、審理終結を急ぐ三木裁判長は住民側による再度の証人申請を却下した後、四国電力に有利になる書面の提出を促した後、住民側弁護士に四国電力側が提出するだろう書面に反論を出すつもりがあるかどうかを尋ねました。もちろん書面が出てくれば反論するに決まっています。その旨を答えると、三木裁判長はいつまでに出せるかと尋ねました。いつまでに出せるかもなにも、その書面は四国電力がこれから出そうという書面です。読んで見ないといつまでに出せるかは回答できません。「さあ、1ヶ月かかるのか2カ月かかるのか、読んで見ないとわからない」と答えます。

その後三木裁判長は驚くべき発言をします。「佐賀地裁に九州電力が提出した書面を見れば、(四国電力が提出するであろう書面に対して読まなくても) 反論が書けるのではないか？」



三木昌之裁判官

## 原発安全神話時代に戻ったかのような佐賀地裁決定

ここで三木裁判長のいう「佐賀地裁に九州電力が提出した書面」とは一体何のことでしょうか？

これは、九州電力玄海原発3・4号機運転差止仮処分命令事件で九州電力が佐賀地裁に対して提出した「非常用ディーゼル発電機のフィルター目詰まり対策工事」資料のことを指します。佐賀地裁は2018年3月20日に住民側の申立却下決定を出しています。



写真：東京電力webサイトより 福島第一原発3号機2011年3月15日前後の写真

三木裁判長が四国電力に対して提出を求めた書面も、同じく伊方原発3号機における「非常用ディーゼル発電機のフィルター目詰まり対策工事」に関する書面です。つまり三木裁判長がいわんとすることは、「伊方3号機対策工事に対する反論は、九州電力玄海原発3・4号機対策工事に関する書面を参照すれば書けるだろ」ということです。同じ「非常用ディーゼル発電機のフィルター目詰まり対策工事」といっても、仕様も型式も異なる発電機の話で、そもそも事業者が違います。全く別物です。たとえていえば、トヨタの車のブレーキの欠陥に関する指摘は、ホンダの車のブレーキを見れば書けるだろ、とっているようなものです。第一、伊方原発3号機に関する広島高裁の審理は、玄海原発3・4号機に関する佐賀地裁の審理とは全く別物です。それを三木裁判長は、

佐賀地裁に出した九州電力の資料を根拠に、広島高裁へ反論書面をだせ、といているのです。

この程度の基礎知識もなしに三木裁判長らは、広島高裁異議審の審理を進めようとしていることが明らかになりました。特に同じ広島高裁の野々上裁判体の深い理解と比較すれば、三木裁判体のお粗末さは歴然でしょう。住民側が裁判官忌避申立をするのは当然です。

同時に、この発言から三木裁判長は、3月20日の佐賀地裁決定を下敷に、いわば佐賀地裁決定を粗悪コピーして決定を書こうとしていることが、はしなくも露呈していました。その意図があるからこそ、九州電力が佐賀地裁に提出した資料の話が思わず口をついて出たのです。

その佐賀地裁決定は、川内原発に関する福岡高裁宮崎支部決定の粗悪コピーといわれる悪評噴々のシロモノです。広島高裁決定は、その佐賀地裁決定のさらに粗悪コピーとなることは確実です。

## 広島高裁異議審決定近し

三木裁判長が、政府・経産省あるいは原子力事業者の意向を忖度して、9月30日までに同じ広島高裁の野々上決定を取り消す決定を出そうとしていることはもはやほぼ確実と断言していい情勢でしょう。すでにどんな内容になるのか推測することもできます。恐らく佐賀地裁決定の粗悪コピーでしょう。

裁判官の良心、司法の独立のかけらもありません。ただただ政府・経産省や原子力事業者の意向を忖度した、結論ありきの決定です。またこのような司法判断は必ず第2の「福島原発事故」を招くでしょう。その時「原発司法」は必ず歴史の審判を受け、「有罪」として断罪されるに違いありません。

このような原発司法を裁くことができるのは、ただ一つ、私たち市民社会です。原発司法に厳しい批判の目を注ぎ、憲法76条に謳う「**すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。**」の条文を死文化させないことが必要となります。



みなさん、このような観点から、近々行われる「伊方原発3号機広島高裁異議審」の決定とその内容に関心を払い、ご注目ください。

2018年9月17日  
伊方原発広島裁判原告団事務局